

都市計画道路 春日瀬戸越線

都市計画変更説明会

- 令和6年2月20日(火) 北地区コミュニティセンター
- 令和6年2月21日(水) 桜木町公民館
- 令和6年2月22日(木) 大野地区コミュニティセンター
- 令和6年2月28日(水) 泉福寺2組公民館
- 令和6年2月29日(木) 泉福寺1組公民館

今回の説明会の内容について

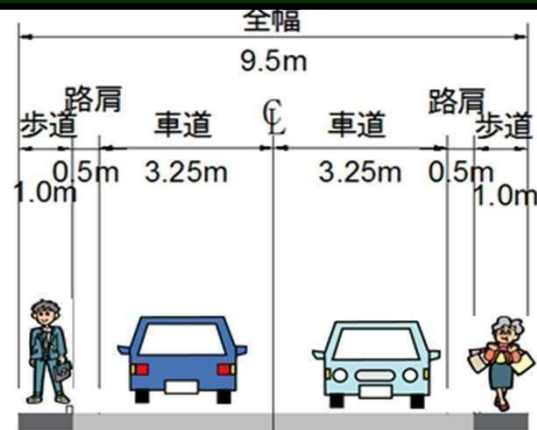
1. これまでの経緯
2. 詳細設計後の計画について
 - (1) 都市計画区域の変更箇所について
 - (2) 完成イメージについて
3. 今後の都市計画変更に係る手続き等について
4. 質疑応答

1. これまでの経緯

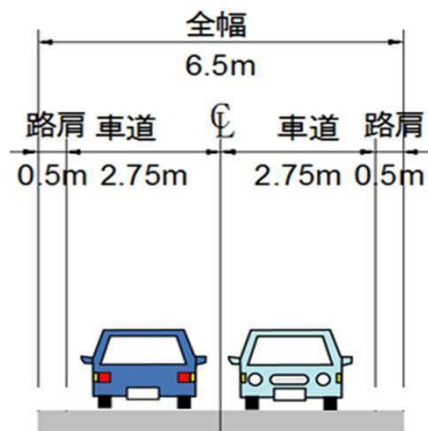
道路の幅員構成(車道、歩道等)

(現状)

市道 春日田代町線



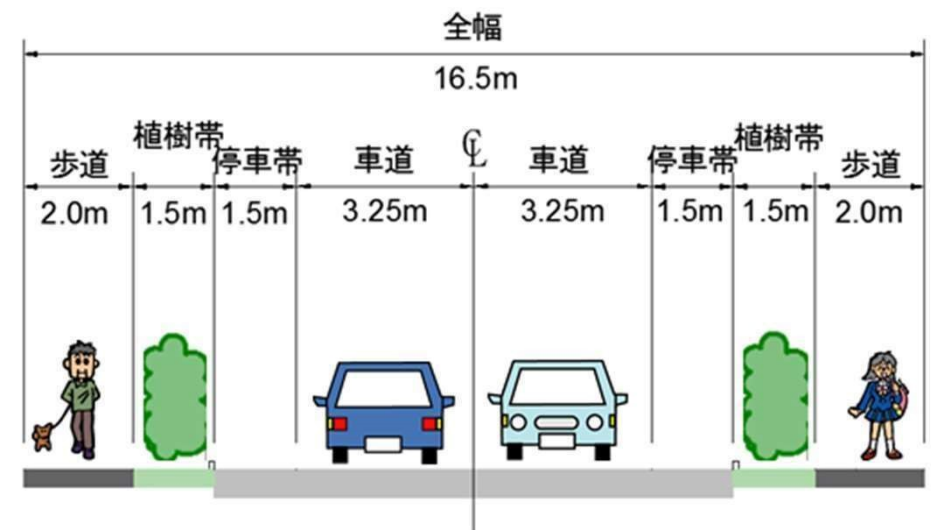
北地区公民館(約9.5m)



縄手橋から東側(約6.5m)

(計画)

都市計画道路 春日瀬戸越線



幅員 16.5m(標準)

1. これまでの経緯

平成29年1月4日：地元である北地区町内協議会(当時)、大野地区自治協議会、
柚木地区自治協議会の3つの協議会から佐世保市へ「3つの
地区における道路ネットワークの課題解消に向けた取組み」
をお願いする要望書が提出される

【課題】:国道204号、国道498号の渋滞、生活道路
での渋滞、歩行者の危険性、日常生活への支障

平成29年2月6日：佐世保市より長崎県知事・県議会議長へ要望書を提出

平成29年4～5月：佐世保市が地元代表者の皆様に対して、意見交換会を実施
・4/11(柚木地区) ・4/20(北地区) ・5/17(大野地区)

平成29年 9月：長崎県が地元の皆様に対して、意見交換会を実施
・9/11(柚木地区) ・9/12(北地区) ・9/14(大野地区)
・10/17(北地区)

平成30年 4月：長崎県が地元の皆様に対して、地元説明会を実施
・4/24(北地区) ・4/26(大野地区)

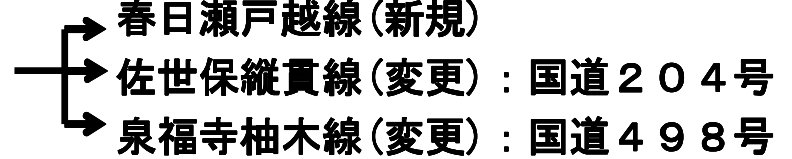
平成30年 7月：長崎県が地元の皆様に対して、地元説明会を実施
・7/12(泉福寺1組) ・7/13(泉福寺2組) ・7/17(桜木町)
・7/24(春日町)

令和 元年 12月：長崎県が地元の皆様に対して、地元説明会を実施
・12/17(北地区) ・12/19(大野地区) ・12/20(泉福寺2組)
・12/23(泉福寺1組)

4 令和 2年 6月：計画案の縦覧(2週間)

1. これまでの経緯

【令和2年 8月】 : 佐世保市都市計画審議会、長崎県都市計画審議会

【令和2年 9月】 : **都市計画決定** (告示) 
※予備設計レベル

【令和3年 4月】 : **補助事業化**

※国の事業認可の告示 : 令和3年4月12日 →

- | | |
|------------|----------|
| ・ 路線(地形)測量 | ・ 用地測量 |
| ・ 地質調査 | ・ 水文調査 |
| ・ 道路詳細設計 | ・ 橋梁詳細設計 |
| ・ トンネル詳細設計 | ・ 環境調査 |

【令和6年 2月】 : **都市計画変更に係る説明会**

※詳細設計による計画の一部変更

- └ **〈都市計画の変更〉**
- 春日瀬戸越線 . . . **今回変更**
 - 佐世保縦貫線 . . . 変更なし
 - 泉福寺柚木線 . . . 変更なし

〈官報〉春日瀬戸越線

○九州地方整備局告示第七十一号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をし
たので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
令和三年四月十二日
九州地方整備局長 村山 一弥

一 施行者の名称 長崎県
二 都市計画事業の種類及び名称 佐世保都市計画道路事業三・四・四十七号春日瀬戸越線
三 事業施行期間 自令和三年四月十二日至令和十三年三月三十一日
四 事業地
取用の部分 長崎県佐世保市春日町、桜木町、瀬戸越二丁目及び瀬戸越二丁目地内
使用の部分 長崎県佐世保市瀬戸越二丁目及び瀬戸越二丁目地内

5【令和6年3月以降】 : 都市計画変更の手続きを進める

今回の説明会の内容について

1. 経緯

2. 詳細設計後の計画について

(1) 都市計画区域の変更箇所について

(2) 完成イメージについて

3. 今後の都市計画変更に係る手続き等について

4. 質疑応答

2. 詳細設計後の計画について

都市計画決定時(R2. 9)

都市計画決定時から**変わっていない点**

・道路が通る中心線の位置(センターライン)と幅員



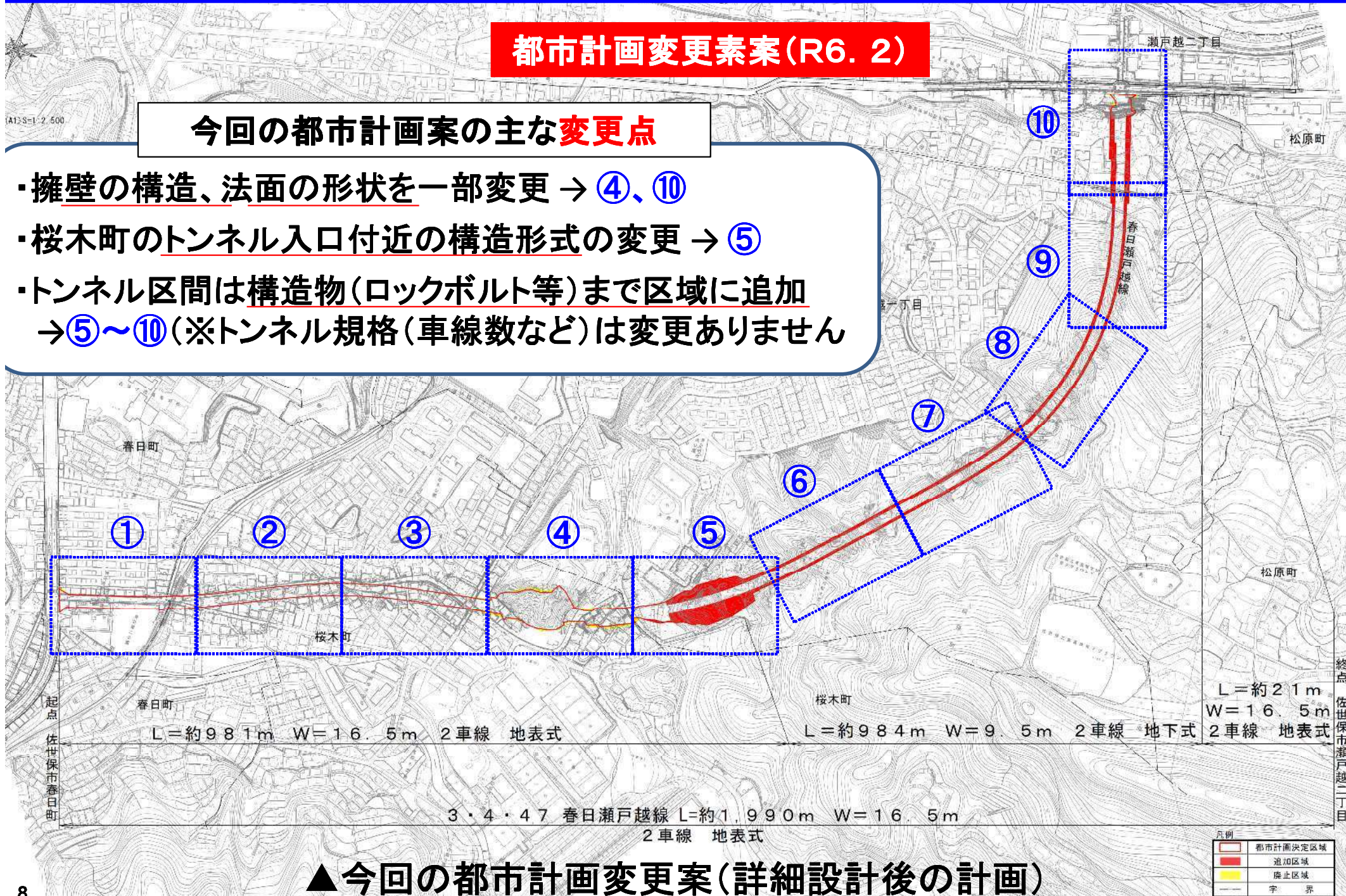
▲令和2年9月に都市計画決定した平面図

2. 詳細設計後の計画について

都市計画変更素案(R6. 2)

今回の都市計画案の主な変更点

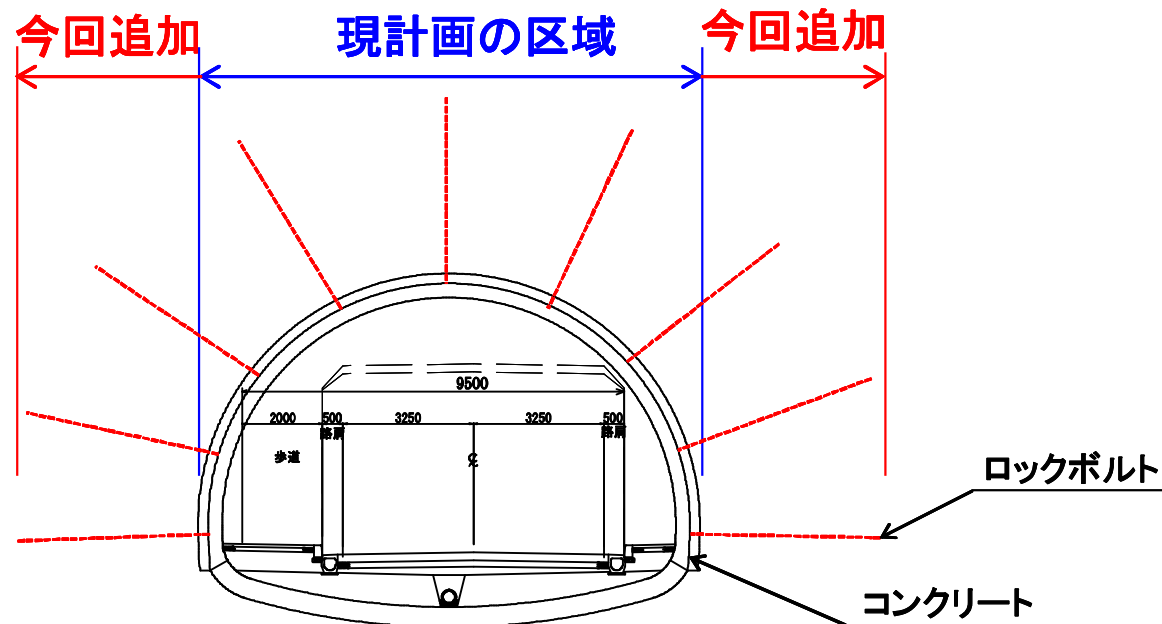
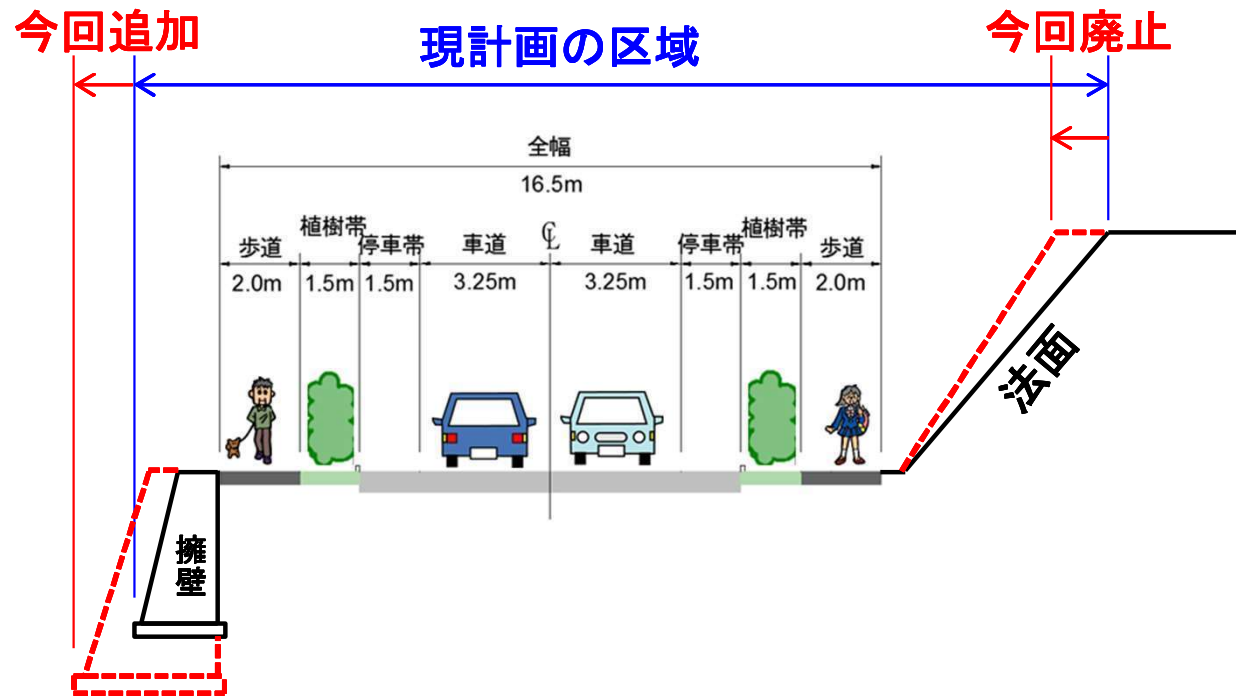
- ・擁壁の構造、法面の形状を一部変更 → ④、⑩
- ・桜木町のトンネル入口付近の構造形式の変更 → ⑤
- ・トンネル区間は構造物(ロックボルト等)まで区域に追加
→ ⑤～⑩(※トンネル規格(車線数など)は変更ありません)



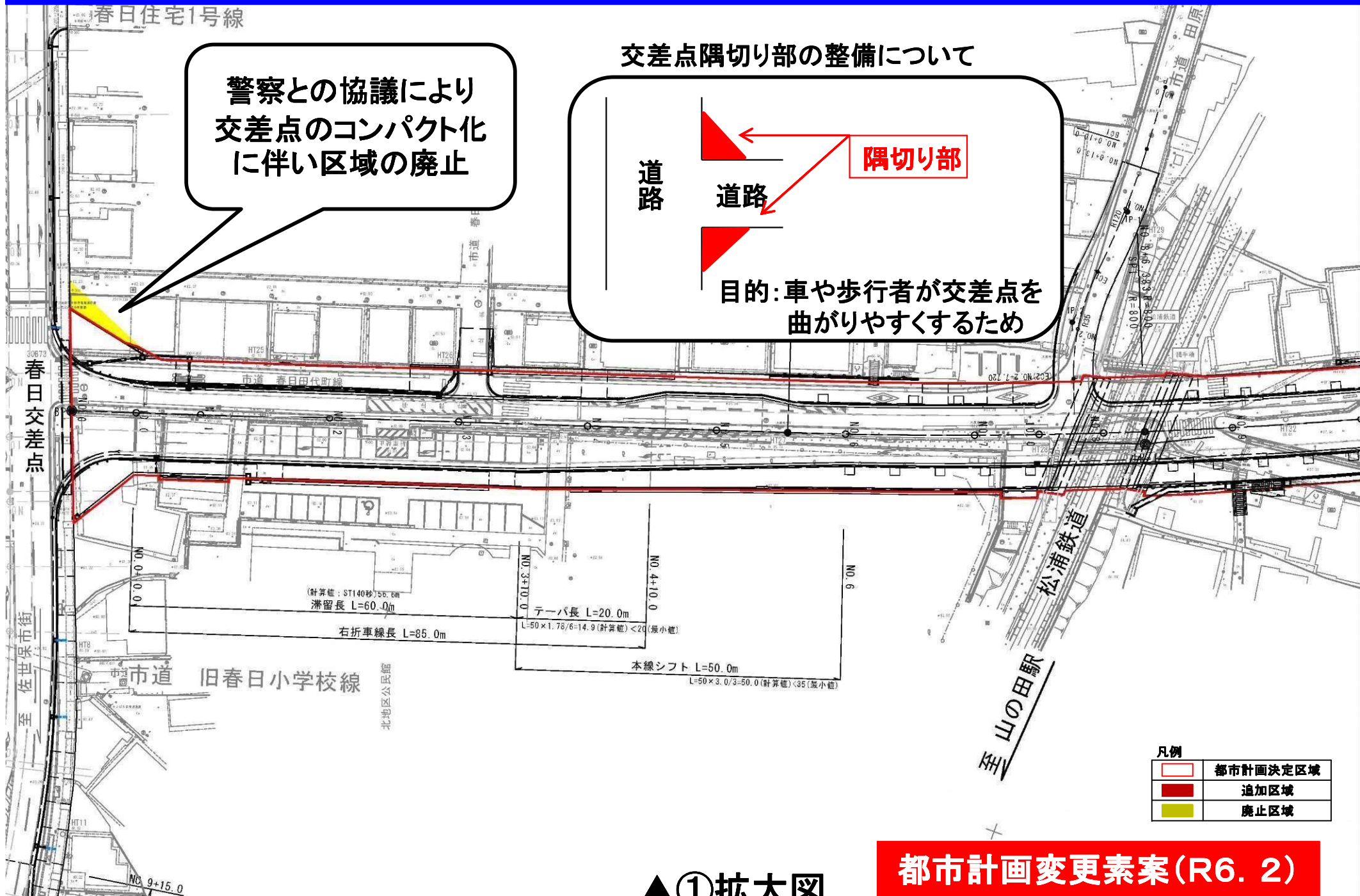
▲今回の都市計画変更案(詳細設計後の計画)

2. 詳細設計後の計画について

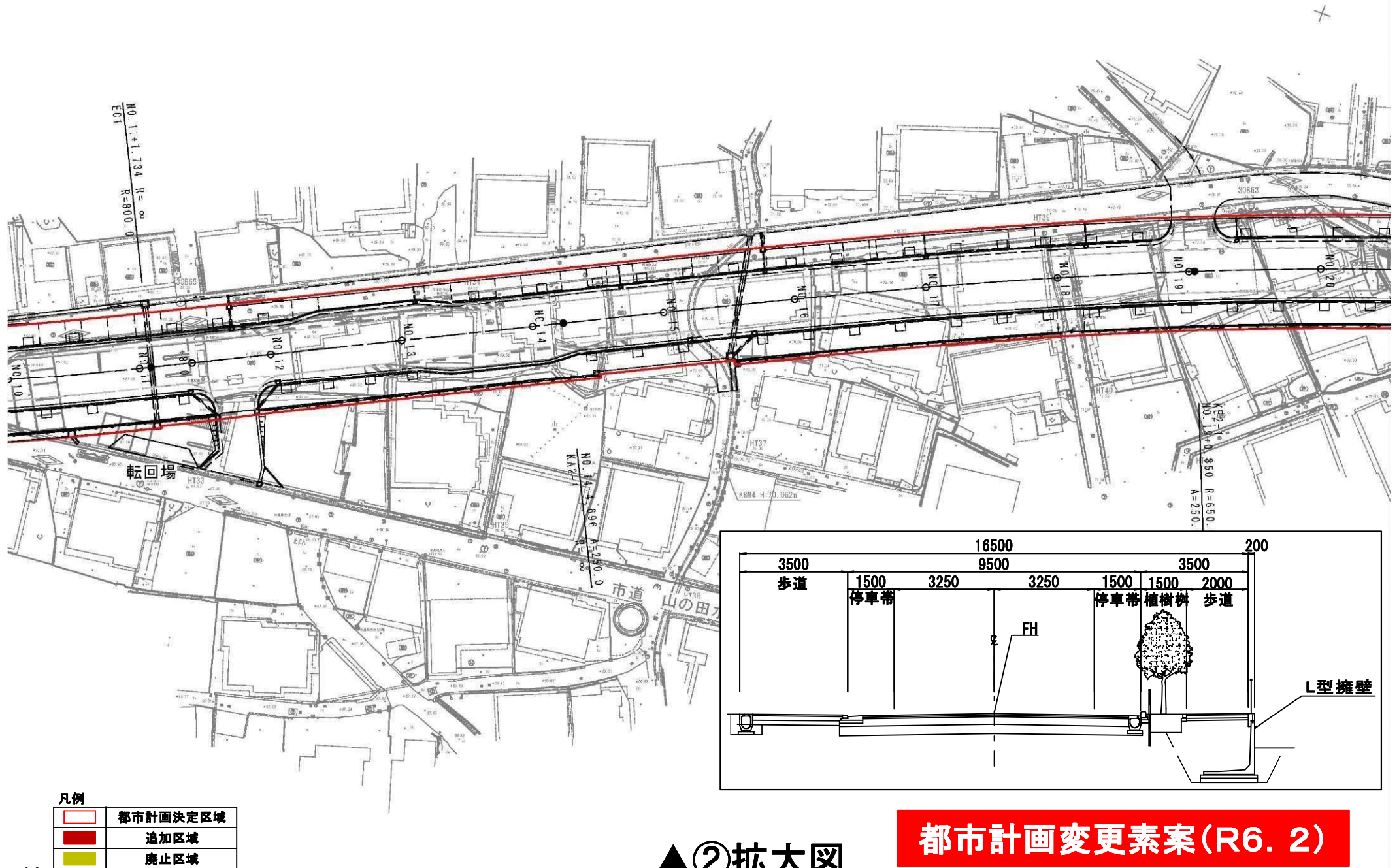
●断面図



2. 詳細設計後の計画について



2. 詳細設計後の計画について



▲②拡大図

都市計画変更素案(R6. 2)

2. 詳細設計後の計画について



2. 詳細設計後の計画について

